

令和3年9月4日

報道関係者各位

佐賀県 武雄市役所

『令和3年8月11日からの大雨による災害』で受けた武雄市の被害状況等

【9月4日（土）17:00 時点】

【主な更新項目】

数の修正のみ

【災害支援ガイドブック（概要版（9月4日版））の主な変更点】

- ・ 復興支援室 相談窓口時間の変更
(修正前) 平日 08:30～19:00 土日 08:30～17:00
(修正後) 月～土 08:30～17:00
- ・ 被災者生活再建支援金 9月6日より受付開始

1 災害対応の経緯

- ・ 8月11日（水）11:33 【警戒レベル3】大雨洪水警報が発表。災害情報連絡室を設置。
- ・ 8月11日（水）16:00 【警戒レベル3】高齢者等避難を発令。指定避難所（全町）を開設。
- ・ 8月12日（木）03:55 【警戒レベル4】土砂災害警戒情報が発表。若木町に避難指示を発令。災害警戒本部に移行。
- ・ 8月12日（木）05:45 【警戒レベル4】武内町、山内町に避難指示を発令。
- ・ 8月12日（木）11:30 【警戒レベル4】東川登町、西川登町に避難指示を発令。
- ・ 8月12日（木）20:15 【警戒レベル4】武雄町、橘町、朝日町、北方町に避難指示を発令。（避難指示が市内全域となる）
- ・ 8月14日（土）02:15 【警戒レベル5】大雨特別警報が発表。緊急安全確保を発令。災害対策本部へ移行。
- ・ 8月14日（土）03:15 六角川排水ポンプ停止（10:30 ポンプ再稼働）
- ・ 8月14日（土）12:30 六角川排水ポンプ停止（13:15 ポンプ再稼働）
- ・ 8月14日（土）14:33 六角川排水ポンプ停止（15:20 ポンプ再稼働）
- ・ 8月15日（日）06:10 【警戒レベル4】大雨特別警報から大雨警報に切り替わる。市内全域に発令していた緊急安全確保を避難指示へ切り替える。
- ・ 8月17日（火）01:30 洪水警報が発表。
- ・ 8月17日（火）20:44 洪水警報が解除。大雨警報、土砂災害警戒情報は継続。
- ・ 8月18日（水）08:05 土砂災害警戒情報が解除。大雨警報は継続。避難指示も継続。
- ・ 8月18日（水）18:30 指定避難所を縮小（13 避難所→10 避難所）。
- ・ 8月19日（木）14:24 大雨警報が解除（すべての警報が解除）。避難指示は西川登町矢筈地区を除き解除。
- ・ 8月19日（木）15:00 指定避難所を縮小（10 避難所→5 避難所）。
- ・ 8月20日（金）16:30 【警戒レベル4】武内町梅野地区の一部に避難指示を発令。

- ・ 8月22日（日）04:29 大雨警報が発表。一部の地区への避難指示は継続。
- ・ 8月22日（日）13:16 大雨警報が解除。一部の地区への避難指示は継続。
- ・ 8月24日（火）15:00 指定避難所を変更（西川登小学校→西川登公民館）
- ・ 8月25日（水）03:04 大雨警報が発表。一部の地区への避難指示は継続。
- ・ 8月25日（水）16:28 大雨警報が解除。一部の地区への避難指示は継続。
- ・ 8月26日（木）06:23 大雨警報が発表。一部の地区への避難指示は継続。
- ・ 8月26日（木）13:15 大雨警報が解除。一部の地区への避難指示は継続。
- ・ 8月26日（木）14:30 西川登町矢筈地区の避難指示を解除。指定避難所を縮小（5 避難所→4 避難所）
- ・ 8月30日（月）12:00 指定避難所を縮小（4 避難所→3 避難所）
- ・ 8月31日（火）10:00 全ての避難指示を解除。

2 避難所・住民避難状況

(1) 指定避難所

| No. | 避難所 | 9/4（土）17:00 時点 | |
|-----|---------|----------------|-------|
| 1 | 武雄市文化会館 | 1 世帯 | 3 名 |
| 2 | 朝日公民館 | 2 世帯 | 2 名 |
| 3 | 北方公民館 | 9 世帯 | 1 8 名 |
| | 合計 | 1 2 世帯 | 2 3 名 |

3 人的被害

報告なし

4 住家等被害

浸水住宅 床上1, 273戸 床下390戸 合計1, 663戸

※8/26 時点（精査中）

5 農林災害件数・被害総額・被害面積

災害件数

- ・ 農地災害 122箇所
- ・ 農業用施設 204箇所
- ・ 山林 24箇所
- ・ 林道 7箇所

被害総額（概算）

15億8千万円

（農産物6億6,500万円、農業用施設3億6,500万円、5億4,400万円、その他400万円）

※8/31（火）時点

冠水被害面積

水稲：754ha 市内全作付の58%相当

大豆：359ha 市内全作付の83%相当

ハウス・露地栽培：12ha

6 商工業被害件数・被害総額

被害件数：約 230 件

被害金額：約 85 億円

※8/26 (木) 時点

7 道路等の災害件数

- ・道路災害 88箇所
- ・河川災害 42箇所
- ・里道 24箇所
- ・土砂崩れ 39箇所

8 災害ゴミの受け入れ（8月30日～9月8日までの対応となります）

全町において下記の日時で受け入れ

- ・ 8月30日（月）～9月8日（水）

08:30～11:30、13:30～16:30

杵藤クリーンセンター跡地（朝日町）のみ

北方運動公園については8月29日（日）をもって閉鎖しました。

9 罹災証明・被災届出証明の申請受付

8/18（水）～ 09:00～16:00（平日のみ）

受付場所：武雄市役所 1階 税務課専用窓口

罹災証明書受付件数：

| 日 | 窓口受付件数 | 郵便受付件数 | 日 | 窓口受付件数 | 郵便受付件数 |
|------|--------|--------|------|------------------|--------|
| 8/18 | 276件 | 1件 | 8/27 | 46件 | 6件 |
| 8/19 | 193件 | 11件 | 8/28 | 17件 | 0件 |
| 8/20 | 173件 | 18件 | 8/29 | 53件 | 0件 |
| 8/21 | 87件 | 1件 | 8/30 | 31件 | 13件 |
| 8/22 | 122件 | 0件 | 8/31 | 19件 | 4件 |
| 8/23 | 108件 | 32件 | 9/1 | 19件 | 1件 |
| 8/24 | 79件 | 20件 | 9/2 | 36件 | 3件 |
| 8/25 | 71件 | 14件 | 9/3 | 30件 | 3件 |
| 8/26 | 37件 | 6件 | 9/4 | 28件 (整理券配布枚数) | |

窓口受付件数合計（8/18～9/3まで）：1,397件 郵便受付件数（8/18～9/3まで）：133件

罹災証明書の発送

第1回発送日：8月31日（火） 今後は毎週火曜日、金曜日に随時発送します。

10 ボランティアの受付開始

武雄市社会福祉協議会により武雄市災害ボランティアセンターが開設

8/18（水）09:00～ 受付開始

8/21（土）活動開始

受付場所：武雄市北方町大字志久 1591-4（旧北方幼稚園）

- ・ ボランティアを依頼したい方

- 080-8081-9442、080-7814-1942、080-7801-5842
 ・ボランティアを行っていただける方、お問い合わせ
 070-3998-5142、070-4355-7442、070-3993-0842

ボランティアの募集範囲：県内在住者（毎日、受付時にボランティアの方全員にセンターで抗原検査を実施し、活動は陰性の方に限る）

ボランティア参加人数：

| 日 | 人数 | 日 | 人数 | 日 | 人数 |
|------|------|------|------|-----|-----|
| 8/21 | 100名 | 8/27 | 76名 | 9/2 | 44名 |
| 8/22 | 137名 | 8/28 | 141名 | 9/3 | 休止 |
| 8/23 | 39名 | 8/29 | 129名 | 9/4 | 79名 |
| 8/24 | 45名 | 8/30 | 51名 | | |
| 8/25 | 47名 | 8/31 | 52名 | | |
| 8/26 | 43名 | 9/1 | 36名 | | |

ボランティア参加人数合計（8/21～9/3まで）：1,019名

1.1 募金箱の設置

設置期間：8月18日（水）から令和4年3月31日（木）まで

受付場所・受付時間：

- ・武雄市役所 1階 総合案内（平日のみ 08:30～17:15）
- ・橋公民館、朝日公民館、若木公民館、武内公民館、東川登公民館、西川登公民館、山内公民館、北方公民館（いずれも 平日のみ 08:30～17:15）
- ・武雄市文化会館（9:00～22:00）
- ・武雄市図書館・歴史資料館（9:00～21:00）
- ・白岩体育館（8:30～21:00）
- ・山内中央テニスコート（8:30～21:00）
- ・こども図書館（9:00～21:00）
- ・武雄競輪場（インフォメーション）（10:00～16:30）
- ・武雄市観光案内所（武雄温泉駅構内）（8:30～17:45）
- ・ゆめタウン武雄店（サービスカウンター）（10:00～21:00）

1.2 「復興支援室」の設置

「復興支援室」を設置し相談窓口を設置、また災害相談専門ダイヤルを設けることで、被災された皆さまの相談窓口を一本化します。

業務内容：令和3年8月11日からの大雨による災害に関する以下の内容

- ・復旧、復興に関する相談等に関する事
- ・復旧、復興に係る計画立案に関する事
- ・その他、復旧、復興に関する事

設置スケジュール：8月20日（金） 組織立ち上げ（企画部）。人員配置。

市役所 1階ホールに総合相談窓口を設置。

災害相談専門電話（TEL：0954-27-8030）を災害対策本部に設置（本部解散後、復興支援室に移す）。

構成：3名（室長1名、室員2名）
受付時間：平日 08:30～17:00
土曜日 08:30～17:00

1.3 被災された高齢者・障がいがある方への入浴支援

料金は無料で、事前予約が必要。9月末までを予定。

対象者（大衆浴場等のご利用が困難な方）：

- ・高齢者（概ね65歳以上の方）で入浴時の介助が必要な方
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ・難病対象者

予約先：高齢者の方→武雄市健康課（TEL:0954-23-9135）

障がい者の方→武雄市福祉課（TEL:0954-23-9235）

予約受付時間：月曜日～金曜日（土日、祝日除く） 08:30～16:00

1.4 ペット支援（日本レスキュー協会）

この度の水害で被災されたペットと飼い主さんに向けて、物資支援や生活再建へのサポート支援を行っています。水害によって、ペットに関するお困りごとがございましたら、お気軽にお問合せください。

認定 NPO 法人日本レスキュー協会ホームページ <https://www.japan-rescue.com>

1.5 車の無償貸し出し支援（日本カーシェアリング協会）

災害で車を失ったり、避難生活に車が必要な方に車を無料貸出。

貸出期間：令和3年11月30日（火）まで

貸出車種：軽自動車、普通車（台数限定） ⇒ 長期で利用可能（1か月毎の更新）

軽トラック ⇒ 最長2日単位、期間中何度でも利用可

貸出場所：日本カーシェアリング協会 九州支部（武雄市東川登町大字永野 6766-1 小山路案内）

ホームページ https://peraichi.com/landing_pages/view/2021disaster

1.6 無料タクシーチケット配布

公益社団法人 Civic Force（シビックフォース）様より無料タクシーチケットをご寄付いただきました。

被災により移動にお困りの方を対象にお一人様5枚まで配布します。

上限額：チケット1枚につき650円（1回に複数枚の同時利用可）

※上限を超えた場合は自己負担となります。

有効期限：2021年10月31日

配布場所：武雄市文化会館、朝日公民館、北方公民館、橘公民館

お問い合わせ：株式会社温泉タクシー（武雄）0954-23-6161（北方）0954-36-3555

1.7 り災者見舞金の給付

武雄市内に住所を有する方で、今回の災害により住家が一部損壊（床下浸水）以上の世帯に対して給付します。

■ 給付額

全壊：10万円/世帯

床上浸水：5万円/世帯

床下浸水：1万円/世帯

■ 上乗せ支援

令和元年8月豪雨災害に引き続き被災（2年間で2回の被災） 加算1万円/世帯

■受付期間

令和3年9月1日（水）から 8時30分～17時15分（平日のみ）

■受付場所

武雄市役所福祉課

■手続きに必要なもの

- ・り災証明書の写し
- ・災害による見舞金講口座振込届出書及び同意書（り災証明書に同封し発送します）
- ・振込口座が確認できるもの（通帳の写し ※口座名義人は世帯員に限ります）
- ・印鑑

18 施設・行事等の延期・中止等

- ・北方運動公園スポーツセンター、運動場、プール、テニスコート … 当面の間臨時休館
- ・出前講座 … 当面の間受付中止（1か月程度）
- ・日露交歓コンサート … 9/11（土）中止
- ・たけお芸術祭 … 9/18（土）～20（月・祝）延期
- ・武雄市プレミアム付商品券（武雄 GOGO 商品券） … 販売期間を1か月延長

防災に関する最新情報はこちら→ <http://www.city.takeo.lg.jp/warning/010345.html>

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市災害対策本部 [TEL:0954-23-9223](tel:0954-23-9223)

災害支援ガイドブック(概要版)

8月の大雨により被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。武雄市では、災害に伴う様々な被害に対し、全力を挙げ早期の復旧に努めているところです。一日も早く、皆さまが元の生活を取り戻せるよう取り組みを行いますので、ご支援とご協力をお願いします。

「復興支援室」にご相談ください

◎ 被災者総合相談窓口 《場所》市役所 1階ホール ～災害に対する相談について窓口を一本化～

◎ 災害相談専門ダイヤル《電話》**0954-27-8030** ～被災された方専用の電話窓口を一本化～
【受付時間】 月曜～土曜 8:30～17:00

◆ 災害支援ガイドブック ～災害に対する支援・申請方法などをまとめた一冊～

被災された皆さまへの支援メニュー ※申請書などは、ホームページよりダウンロードできます。

| | |
|--|---|
| <p>り災証明書・被災届出証明書の申請受付</p> <p><問合せ・受付> 税務課 TEL: 0954-23-9220</p> | <p>住家の被害の程度を証明する「り災証明書」と簡易的に証明する「被災届出証明書」の申請を受け付けています。支援制度には、それぞれ申請期限がありますのでご注意ください。また、り災証明発行のための現地確認等を正確に行うためにも、早めの申請をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受付時間 (平日のみ) 9:00～16:00 ■ 受付場所 市役所 1階税務課 ■ 申請に必要なもの 被害状況がわかる写真 <ul style="list-style-type: none"> ・住家のどの部分まで浸水したかがわかる写真 ・被災を証明する必要がある家財、車両などの写真 <p>※現像は、しなくても構いません。(携帯電話等で撮影したもので構いません) ※写真撮影後は、家財等の片付けを始めていただいて構いません。</p> <p>※ 申請を受け付けた際に「り災届出証明書」を交付します。その後現地確認等を行い、調査結果に基づき「り災証明書」を交付します。当日には発行できません。被災届出証明書は、その場で被害状況を確認後、発行します。</p> |
| <p>被災者生活再建支援金</p> <p>9月6日受付開始</p> <p><問合せ・受付> 福祉課 TEL: 0954-23-9235</p> | <p>生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して生活再建のための支援金が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 ○住宅が『全壊』、『大規模半壊』した世帯 ○住宅が『半壊、中・大規模半壊で解体』した世帯 ○住宅が『中規模半壊し、新たに建設・購入、補修または賃借』した世帯 ■ 支給額 } り災の状況により異なりますので、「災害支援ガイドブック(詳細版)」をご覧くださいか お電話にてお問い合わせください。 ■ 申請に必要なもの ■ 受付時間 (平日のみ) 9:00～16:00 ■ 受付場所 市役所 1階福祉課 |
| <p>被災住宅の応急修理制度</p> <p><問合せ> 建築住宅課 TEL: 0954-23-9221</p> | <p>住宅が準半壊以上の被害認定を受け、自ら修理する資力の無い世帯に対し、災害救助法に基づく応急修理を実施します。制度の対象となる修理費用を限度額内で、武雄市が事業者に支払います。</p> <p>注意点 ※既に施工業者へ修理代金を支払っている場合は、本制度の対象になりません。 ※破損箇所毎の施工前・施工中・施工後の写真が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象世帯 ○応急修理を行う住宅に居住する世帯 ○り災証明書における準半壊以上の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方(※大規模半壊世帯は資力要件無) ■ 修理の対象 詳しくはお問い合わせください。 ■ 修理限度額 【半壊以上】 595,000円 【準半壊】 300,000円 ■ 受付時間 (平日のみ) 9:00～16:00 ■ 受付場所 市役所 1階ホール |
| <p>民間賃貸住宅借上げ制度(みなし仮設住宅)</p> <p><問合せ> 建築住宅課 TEL: 0954-23-9221</p> | <p>住居の全壊により居住する住宅がない方へ、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を佐賀県が借り上げて提供する制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 住居の全壊により居住する住宅がない方 ※半壊等で、土砂や流木等の流入により住宅に居住できない方はご相談ください。 ■ 借上げ住宅の条件 詳しくはお問い合わせください。 ■ 入居者の負担 光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は損害に対する修繕費、駐車場料金、自治会費等 ■ 受付時間 (平日のみ) 9:00～16:00 ■ 受付場所 市役所 1階ホール |

※ 各種申請手続きには、「り災証明書」以外の提出物が必要となる場合がありますので、ご来場前に必ず確認をお願いいたします。詳しくは「災害支援ガイドブック(詳細版)」をご覧くださいか、お電話にてお問い合わせください。

| 支援メニュー | | 支援内容 | 問合せ窓口 | 受付 | |
|-------------------------|----|------------------------------------|--|---|---------|
| ① 経済支援 | 1 | り災者見舞金 | 武雄市に住所を有する方で災害により住宅が全半壊、住宅が床上又は床下浸水した被災者に対して支給します。 | 受付中 | |
| | 2 | 災害義援金 | 全国の皆様から寄せられた義援金を、佐賀県及び武雄市の災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。 | 準備中 | |
| | 3 | 災害障害見舞金 | 災害により負傷し又は疫病にかかり、それが治った時に精神又は身体に重度の障害を受けられた方に支給します。 | 受付中 | |
| | 4 | 災害援護資金の貸付 | 災害により、世帯主の方が負傷した場合や住居・家財に著しい損害を受けられた方に、生活再建のための援護資金を貸し付けます。 | 9/22～ | |
| ② 住宅支援 | 1 | 災害復興住宅融資 | 住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」した旨の「り災証明書」を交付された方で解体等を行う方は、住宅の建設・購入をする場合において、住宅金融支援機構より低利な資金融資を受けることができます。なお、補修する場合は、「一部損壊」から利用ができます。 | 住宅金融支援機構 0120-086-353 048-615-0420 | 受付中 |
| | 2 | 母子父子寡婦福祉資金貸付(住宅資金) | 災害により、被災した母子家庭、父子家庭並びに寡婦を対象に住宅資金の貸付を行います。 | 福祉課 0954-23-9216 | 受付中 |
| ③ 生活支援 | 1 | 水道料金・下水道使用料の免除 | 浸水等被災した家屋(住宅、住宅兼店舗)を対象に、水道料金・下水道使用料を最大3カ月分免除します。また、建物が浸水等被災された事業所については、水道料金・下水道使用料の基本料金を含む10㎡分を上限として、2か月分減額します。 | 佐賀西部広域水道企業団 0954-22-2874 下水道課 0954-23-9118 | 申請不要 |
| | 2 | 便槽汲み取り手数料助成 | 浸水被災した家屋および事業所を対象に、汲み取り手数料の助成を行います。 | 環境課 0954-27-7163 | 申請不要 |
| | 3 | 生活必需品の支給 | 被災された方に必要な寝具その他生活必需品の支給を行います。なお世帯人員により品物の支給限度額が異なります。 | 福祉課 0954-23-9235 | 準備中 |
| ④ 医療・福祉 | 1 | 医療機関での一部負担金の免除(国民健康保険) | 武雄市の国民健康保険に加入されている方で、災害により家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた方は、医療機関等での窓口負担が軽減される場合があります。 | 健康課 0954-23-9135 | 準備中 |
| | 2 | 医療機関での一部負担金の免除(後期高齢者医療保険) | 武雄市にお住いの後期高齢者医療保険に加入されている方で、災害により家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた方は、医療機関等での窓口負担が軽減される場合があります。 | 健康課 0954-23-9135 後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476 | 受付中 |
| | 3 | 障がい福祉サービス等の利用料の減免 | 災害により、住宅に著しい被害を受けた場合や収入の減少等により、障がい福祉サービス等の利用料を負担することが困難な方について減免できる場合があります。 | 福祉課 0954-23-9235 | 受付中 |
| ⑤ 行政機関の税・料金等の減免・猶予等特例措置 | 1 | 各種税(個人住民税、固定資産税、国民健康保険税)の減免 | 災害により、住宅等に著しい損害を受けたときに、減免できる場合があります。なお、被害程度の他に条件がございます。対象と見込まれる方には、り災証明書とあわせて減免申請書を送付します。 | 税務課 0954-23-9220 | 9月末開始予定 |
| | 2 | 保育料の減免 | 災害により、保護者が居住する家屋に損害を受けられた場合、保育料を減免できる場合があります。 | こども未来課 0954-23-9215 | 9月末開始予定 |
| | 3 | 放課後児童クラブ利用料の減免 | 災害により、保護者が居住する家屋に損害を受けた場合、放課後児童クラブ利用料を減免できる場合があります。 | | |
| | 4 | 武雄市奨学資金の返還猶予 | 災害により、奨学生が奨学資金の返還が著しく困難となった場合、返還を猶予できます。 | 教育総務課 0954-23-5170 | 受付中 |
| | 5 | 介護保険料・利用者負担額の減免 | 災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたことにより、保険料等を納付することが困難な方について、減免できる場合があります。 | 介護保険事務所 (業務係) 0954-69-8223 (給付係) 0954-69-8221 健康課 0954-23-9135 | 受付中 |
| | 6 | 後期高齢者医療保険料減免 | 災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた方は、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。(所得の制限あり) | 健康課 0954-23-9135 後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476 | 受付中 |
| | 7 | 国民年金保険料の免除 | 災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除を受けることができます。 | 健康課 0954-23-9135 武雄年金事務所 0954-23-0121 | 受付中 |
| | 8 | 住民票の写し等各種証明交付手数料及び印鑑登録証等の再交付手数料の免除 | 被災を原因として行う各種手続き等に必要な住民票の写し等の各種証明書の交付手数料及びマイナンバーカードと印鑑登録証の再交付手数料を免除します。 | 市民課 0954-23-9225 | 受付中 |
| | 9 | 国税の特別措置 | 災害により、住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けられる場合があります。また、財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって納税の猶予を受けられる場合があります。 | 武雄税務署 0954-23-2127 | 準備中 |
| | 10 | 県税の特別措置 | 災害により、著しい損害を受けた場合、自動車税、個人事業税、不動産取得税、産業廃棄物税等の県税に関して、課税額の減免、納税の猶予、申告・納付期限の延長の救済措置を受けられる場合があります。 | 武雄県税事務所 0954-23-3103 | 受付中 |

※ 各種申請手続きには、「り災証明書」以外の提出物が必要となる場合がありますので、ご来場前に必ず確認をお願いいたします。詳しくは「災害支援ガイドブック(詳細版)」をご覧ください。